



平成 23 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社トーπρα

代表者名 代表取締役社長 長瀬 悠一

(コード：5954、大証第2部)

問い合わせ先 経営管理本部管理部長 南 孝司

(TEL. 0463-82-2711)

**臨時株主総会の開催および臨時株主総会招集のための基準日設定
ならびに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、2011 年 11 月 18 日開催の取締役会において、株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)により、トーπραを日本発条株式会社(以下、「ニッパツ」といいます。)の完全子会社とすることを決議し、同日、株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。これに伴い、本株式交換契約および当社定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を承認いただくための臨時株主総会を招集することを決議するとともに、当該臨時株主総会招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 臨時株主総会の日時・場所および付議する議案について

(1) 臨時株主総会の日時・場所

日時：平成 24 年 1 月 23 日(月曜日)午後 1 時 30 分

場所：神奈川県秦野市平沢 2550 の 1

秦野商工会議所 会館 1 階 多目的ホール

(2) 臨時株主総会に付議する議案

第 1 号議案 当社と日本発条株式会社との株式交換契約承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

2. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成 24 年 1 月 23 日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 12 月 5 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日

平成 23 年 11 月 19 日(土曜日)

(2) 基準日

平成 23 年 12 月 5 日(月曜日)

3. 公告方法

日本経済新聞に掲載いたします。

4. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

平成 24 年 4 月 1 日に実施される本株式交換により、当社の株主は、ニッパツ 1 社のみとなる見込みです。

当社は、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 10 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、多数の株主の存在を前提とする当該基準日の規定はその必要性が失われることから、現行定款第 10 条を削除するとともに、現行定款第 11 条以下の条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本定款変更は、臨時株主総会における上記第 1 号議案が承認可決されることならびに平成 24 年 3 月 31 日までに本株式交換が中止されていないことおよび本株式交換に係る株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、平成 24 年 3 月 31 日に効力を生じるものいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所をしめします)

現行定款	変更案
第 10 条 基準日 <u>当会社の毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載</u> <u>または記録された議決権を有する株主をもって、</u> <u>その事業年度に関する定時株主総会において権利</u> <u>を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役</u> <u>会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準</u> <u>日を定めることができる。</u>	(削除)
第 11 条～第 44 条 (条文の記載省略)	第 10 条～第 43 条 (現行の第 11 条～第 44 条までをそれぞれ 1 条ずつ繰り上げる。条文は、現行どおり)

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 1 月 23 日 (月曜日)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 3 月 31 日 (土曜日)

以上